

## 平成25年第6回横手市議会12月定例会会議録

---

### 議事日程（第5号）

平成25年12月18日（水曜日）午前10時41分開議

- 第 1 委員会調査の継続の申し出について
- 第 2 議案第139号 横手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第142号 横手市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第145号 横手市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第151号 平成25年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第152号 平成25年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第153号 平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第154号 平成25年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第155号 平成25年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第156号 平成25年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第157号 平成25年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第161号 平成25年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第13 陳情25第11号 医療・介護など社会保障の充実を国に求めることについて
- 第14 陳情25第12号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求めることについて
- 第15 陳情25第13号 介護職員の処遇改善を求めることについて
- 第16 議案第135号 横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第140号 横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例等の一部を改正する条例
- 第18 議案第143号 横手市集落排水事業受益者分担に関する条例及び横手市下水道事業受益者負担及び分担に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第144号 横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第146号 民事調停申立事件に係る調停案の受諾について
- 第21 議案第147号 権利の放棄について
- 第22 議案第149号 平成25年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について
- 第23 議案第158号 平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）
- 第24 議案第159号 平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 第25 議案第160号 平成25年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第26 議案第163号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて

- 第27 陳情25第10号 日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求めることについて
- 第28 議案第133号 横手市交流センター設置条例等の一部を改正する条例
- 第29 議案第134号 横手市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第136号 横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第137号 横手市入湯税条例の一部を改正する条例
- 第32 議案第138号 横手市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 第33 議案第141号 横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第34 議案第148号 字の区域の変更について
- 第35 議案第162号 横手市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例
- 第36 議案第150号 平成25年度横手市一般会計補正予算（第6号）
- 第37 議案第164号 平成25年度横手市一般会計補正予算（第7号）
- 第38 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- 第39 選挙管理委員会委員の選挙について
- 第40 選挙管理委員会委員補充員の選挙について
- 第41 青少年問題協議会委員の指名について
- 第42 同意第4号 監査委員の選任について
- 第43 同意第5号 監査委員の選任について
- 第44 同意第6号 監査委員の選任について
- 第45 議会案第15号 介護職員の処遇改善を求める意見書
- 第46 議会案第16号 日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求める意見書
- 第47 議員派遣の件について
- 第48 市出資法人に関する特別委員会の設置並びに委員選任について

---

#### 本日の会議に付した案件

議事日程第5号に同じ

---

#### 出席議員（26名）

1 番	高橋和樹	2 番	佐藤徳雄
3 番	立身万千子	4 番	斎藤勇
5 番	小野正伸	6 番	遠藤忠裕
7 番	土田百合子	8 番	寿松木孝
9 番	播磨博一	10 番	青山豊

11番	加藤勝義	12番	奥山豊和
13番	本間利博	14番	菅原正志
15番	土田祐輝	16番	佐藤清春
17番	佐藤忠久	18番	塩田勉
19番	佐々木喜一	20番	佐藤誠洋
21番	高橋聖悟	22番	木村清貴
23番	阿部正夫	24番	齋藤光司
25番	菅原恵悦	26番	佐々木誠

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者（28名）

市長	高橋大	副市長	佐藤良吉
教育長	伊藤孝俊	総務企画部長	浮嶋伸
財務部長	石山清和	市民生活部長	小丹茂樹
健康福祉部長	柴田恒宏	産業経済部長	遠藤久志
建設部長	照井康晴	上下水道部長	鈴木弘志
教育総務部長	小川良平	教育指導部長	佐藤稔
消防長	伊藤弘明	市立横手病院 事務局長	佐藤正弘
市立大森病院 事務局長	金澤和彦	総務企画部次長 兼人事課長	皆川規和
総務企画部次長 兼市長公室長	小田嶋利宏	総務企画部長 総務課長	佐藤亮
総務企画部長 経営企画課長	渡部幸伸	財政部財政課長	三浦淳
横手地域局長	武田浩一	増田地域局長	遠藤晴美
平鹿地域局長	高橋嘉	雄物川地域局長	杉山哲
大森地域局長	高山勇光	十文字地域局長	鈴木淳悦
山内地域局長	照井礼司	大雄地域局長	小松田文夫

---

事務局職員出席者

局長	高橋実	主幹	村上伸夫
----	-----	----	------

総務担当主査 佐藤和志

議事調査担当主査 松井尊臣

議事調査担当主任 藤井健一

◎開議の宣告

○木村清貴 議長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

---

◎委員会調査の継続の申し出について

○木村清貴 議長 日程第1、委員会調査の継続の申し出については、厚生常任委員長、産業建設常任委員長、総務文教常任委員長から、目下、委員会において調査中の事項につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、委員の任期中、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、委員の任期中、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

◎議案第139号～陳情25第13号の委員長報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第2、議案第139号横手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例より日程第15、陳情25第13号介護職員の処遇改善を求めることについてまでの14件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（5番小野正伸議員）登壇】

○小野正伸 厚生常任委員長 厚生常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案11件、陳情3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第139号横手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、延滞金の発生件数についての質疑に対し、当局より、今年度は期別で18件、金額にして8万1,500円ほどである。これらは全て滞納繰越分で普通徴収によるものであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第142号横手市介護保険条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げ

まずと、延滞金の発生件数についての質疑に対し、当局より、平成24年度は滞納繰越分で介護保険料70期分の納付があり、延滞金の総額は8万1,700円であった。また、現年分は2人の滞納者に延滞金が発生し、金額は3,000円であったとの答弁がありました。

また、条例の施行日から延滞金の利率は下がる。待てば得をするという状況にはならないのかとの質疑に対し、当局より、新たな利率は平成26年1月1日以降に納期限が到来する保険料から適用される。それ以前に納期限が到来しているものは、その時点の率で計算されるので、待てば延滞金が減るということにはならないとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第145号横手市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、病気の早期発見という意味で健康診断は非常に大切である。税率を改正するにあたり、現場から国に対して声を上げるということはなかったのかとの質疑に対し、当局より、今回の改正に当たって健康診断料を消費税非課税にしてほしいという要望を病院団体で行ったという話は特に聞いていないとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第151号平成25年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、国民健康保険の今後の方向性についての質疑に対し、当局より、現在のところ、平成26年中に国と地方の協議の場を設けて、1年かけて素案をつくり、27年の通常国会に法案を提出するというスケジュールだけが決まっている状況である。保険者を都道府県に移行させることについて、国では遅くとも29年には実施したい考えであるが、その調整はかなり難航するものと予想されている。徴収方法や税率などを今後1年かけて国と地方で協議していくことになるが、県と市町村との会議の場も設けられるようであり、市としても頑張っている自治体が損をしないような制度にしてほしいということは申し述べたいと思うとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第152号平成25年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、広域連合の予算を見ると多額の繰越金がある。繰越金を充てることで保険料率を抑えるという話はないのかとの質疑に対し、当局より、先月開催された全県の担当課長会議において、広域連合から来年度の保険料（案）が示された。医療費の増加に伴って、本来は保険料も引き上がるわけだが、繰越金や基金を活用して引き上げをしない方向で頑張してほしいとの意見が出されたところである。また、年金が削減され、消費税の引き上げが行われる中で、保険料を上げることに理解は得られないという意見が大多数を占めていたとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第153号平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、人件費の削減に関する質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第154号平成25年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）については、勤務体制に関する質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第155号平成25年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）及び議案第156号平成25年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）の2件は、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第157号平成25年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第2号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、ユーホップハウスにおけるスノーポール作業収入の推移についての質疑に対し、当局より、豪雪の翌年は受注が増えるなど、本数に若干の増減はあるが、毎年各地域局から一定の本数は注文いただいております、収入に大きな変動はないとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第161号平成25年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）については、常勤医師と非常勤医師の割合についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情25第11号医療・介護など社会保障の充実を国に求めることについては、審査の参考とするため、介護保険制度の改正案の内容について当局に確認しました。

討論では、立身万千子委員より賛成の立場で、社会保障制度改革国民会議の最終報告書では、「将来の社会を支える世代の負担が過大にならないように」との大義名分で、自助努力をせよという意味を強調している。これを根拠に、事実、国は医療・介護・年金など全ての分野で国民の負担を増やしている。年金の目減りや医療費の値上げ、さらには消費税の増税が暮らしに重くのしかかり、一般国民は在宅介護の重圧のもとで窮屈な子育てを強いられ、結果的に将来の社会を支えるべき若い世代を育てていくこともできなくなる。しかも、それは全ての国民が等しく痛みを分かち合うものではない。内部留保が230兆円もあり、実際、使い道に困っているほどの富裕層や大企業に応分の負担を求めることは至極妥当であり、この陳情は採択すべきであるとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、出席者起立少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情25第12号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求めることについて、委員会では、審査の参考とするため、本陳情の提出団体である秋田県医療労働組合連合会に加盟している市立横手病院労働組合に委員会への出席を要請し、参考人として出席いただいた方から、勤務体制など看護師等の労働環境の実情について聴取いたしました。その後、当局側に対する質疑では、ヒヤリ・ハットに関する質疑があり、当局から件数や再発防止策についての説明がありました。

討論では、立身万千子委員より賛成の立場で、看護師を初めとして、医療専門職の資格を持つ方は市内に多数存在する。しかし、その方々が職をやめざるを得ない過酷な労働条件は、国自身が認めている

からこそ厚生労働省がさまざまな通達を出しているという現状がある。過重労働の蔓延が引き金になり、一旦医療事故を起こしてしまえば、病院経営は即破綻してしまう。公立病院を抱える横手市は、もっとその辺を深刻に捉えなければならない。また、医療費の自己負担が大きくなれば、受診を控えて結果的に手おくれとなり、莫大な費用がかかることになる。それがひいては市政にも大きく影響することになる。したがって、3つの陳情項目は願意妥当と考え賛成するとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、出席者起立少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、陳情25第13号介護職員の処遇改善を求めることについては、意見はなく、討論では、立身万千子委員より賛成の立場で、介護職員処遇改善交付金制度は、介護職員の実態が余りにも過酷なため、やめる人が多く、施設の運営が危ぶまれるといった状況のもとに実現したものである。平成24年度からの加算制度が経過措置であることを見ても、国は現場の状況を把握しているようには感じられない。とりわけ、指定管理者制度の特別養護老人施設を民間に譲渡した横手市としては、利用者や家族にとっても介護スタッフの不足は非常に深刻な問題であり、この願意は妥当と認めて採択すべきと思うとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、出席者起立全員により採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、陳情を除く11件について採決いたします。11件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、11件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、陳情25第11号医療・介護など社会保障の充実を国に求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立少数であります。したがって、陳情25第11号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情25第12号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅

増員を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○木村清貴 議長 起立少数であります。したがって、陳情25第12号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情25第13号介護職員の処遇改善を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、陳情25第13号は採択することに決定いたしました。

---

**◎議案第135号～陳情25第10号の委員長報告、質疑、討論、採決**

○木村清貴 議長 日程第16、議案第135号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例より日程第27、陳情25第10号日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求めることについてまでの12件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

**【産業建設常任委員長（24番齋藤光司議員）登壇】**

○齋藤光司 産業建設常任委員長 産業建設常任委員会委員長報告を行います。

今定例会において産業建設常任委員会に付託になりました議案11件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第135号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、鳥獣被害対策実施隊の鳥獣は何を想定しているのか。また、最近、ハクビシンという動物によりスイカを初めとして農作物への大きな被害が出ているが、それについても実施隊の活動対象になるのかという質疑に対し、当局より、今回の条例はツキノワグマだけを対象としている。そのほかの動物については、通常どおり猟友会による駆除になるとの答弁がありました。

また、狩猟者が減少している要因に、資格の維持・取得にお金がかかるということがあるようだ。熊だけでなく、ほかのさまざまな動物による被害が出ている状況であり、次の対策を立てていかなければならないのではないかという質疑に対し、当局より、今回の条例改正では、実施隊の出動1回につき報酬として3,000円支払うことを定めているが、このほかに、実施隊として活動することで、狩猟税の減免や3年ごとの技能講習免除などの制度がある。実施隊の結成により狩猟の資格保有者を増やしていきたいという答弁がありました。

このほか、鳥獣被害防止対策実施隊の結成は、狩猟者の高齢化や後継不足の問題があつてのことと思われる。出勤した際に報酬を出す程度では、後継者対策につながらないのではないか。将来的に後継者育成へと結びつく対策が求められるという意見がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第140号横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例等の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第143号横手市集落排水事業受益者分担に関する条例及び横手市下水道事業受益者負担及び分担に関する条例の一部を改正する条例については、地域別に異なる負担金の格差是正について、市の方針を問う質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第144号横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例については、対象となる者の具体例について質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第146号民事調停申立事件に係る調停案の受諾については、事件当事者の生活状況等を確認をする質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第147号権利の放棄については、市営住宅の賃借人が行方不明になった場合に、居住者が残っていった家財道具の処分方針について質疑がありました。また、今後、身寄りのない方々が増えてくるので、賃貸する際にあらかじめ行方不明時の対応を取り決めておく必要があるのではないかとの意見がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第149号平成25年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第158号平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）については、さくら荘が保有するバスの更新についての質疑がありました。また、各施設の備品設備の更新は計画性をもつて行われるべきであり、その経費を他に流用するのは好ましくないとの意見がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第159号平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第160号平成25年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、金沢地区農業集落排水事業の加入率や今後の見通しについての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第163号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについては、事件の

経緯や再発防止に向けた取り組みに関する質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、陳情25第10号日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求めることについては、意見、討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め採択すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、陳情を除く11件について採決いたします。

11件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、11件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情25第10号日本国憲法を生かし、安定した雇用の実現を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、陳情25第10号は採択することに決定いたしました。

---

### ◎議案第133号～議案第162号の委員長報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第28、議案第133号横手市交流センター設置条例等の一部を改正する条例より日程第35、議案第162号横手市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例までの8件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（15番土田祐輝議員）登壇】

○土田祐輝 総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました議案8件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第133号横手市交流センター設置条例等の一部を改正する条例について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第134号横手市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、施行日を平成26年7月1日とした理由についての質疑に対し、当局より、平成26年度当初に、入口の付け替えやトイレ工事を行った上で供用開始するためであるとの答弁がありました。また、使用しない部分は今後どのようにしていくのかとの質疑に対し、当局より、旧大森中学校校舎は、現在、使用する案がないので、市の基本方針に基づいた対応となる。体育館と特別教室棟の一部を使用していくとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第136号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第137号横手市入湯税条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、入湯税に関する不利益処分とはどのようなものを想定しているのかとの質疑に対し、当局より、災害などがあった場合、特別徴収義務者は申請により30日を超えない範囲で納期限を延長できることになっているが、これを許可しなかった場合などであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第138号横手市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例では、未納となっている給食費への対応についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第141号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び議案第148号字の区域の変更についての2件は、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第162号横手市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、非常勤監査委員の勤務日数をどれくらいと想定しているのかとの質疑に対し、当局より、現在の常勤監査委員の1カ月の勤務日数約22日の半分に、監査委員同士の連絡調整、方針の確認などを行う日数も加え、1人当たり1カ月15日と想定したとの答弁がありました。

また、2人の非常勤監査委員は同じ業務を分担して行うことになるのか、あるいはそれぞれが別の業務を担当するのかとの質疑に対し、当局より、既に今年度の監査計画が決まっている。その計画は常勤監査委員を想定したものとなっていることから、当面は現在1人でやっている業務を2人で分担して行うことになると思われるが、具体的な方法は今後精査することになるとの答弁がありました。

また、これまでの体制を変更しようとする理由についての質疑に対し、当局より、監査に外部からの視点を加えることについては、これまで議会からもご意見をいただいていたところであり、市長からも外部の視点を加えるべきとの方針が出された。税理士等を常勤にすることは予算的に厳しいし、また、本人の本来業務に支障を来さないよう考慮して、非常勤の2人体制という案に至ったとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております8件について採決いたします。

8件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、8件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第150号及び議案第164号の委員長報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第36、議案第150号平成25年度横手市一般会計補正予算（第6号）及び日程第37、議案第164号平成25年度横手市一般会計補正予算（第7号）の2件を一括議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（25番菅原恵悦議員）登壇】

○菅原恵悦 一般会計予算特別委員長 今定例会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第150号の審査については、12月2日に一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する総務文教、厚生、産業建設の3つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれ分科会に委嘱いたしました。

また、議案第164号の審査については、12月11日に一般会計予算特別委員会を開催し、審査案件を既に設置されている総務文教、産業建設、この2つの分科会に委嘱いたしました。

各分科会の審査は12月12日に行われました。先ほど開催した一般会計予算特別委員会における各分科会長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものでありました。

議案2件について質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、議案第150号平成25年度横手市一般会計補正予算（第6号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第150号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第164号平成25年度横手市一般会計補正予算（第7号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第164号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

○木村清貴 議長 日程第38、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に横手市長高橋大氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました高橋大氏を当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました高橋大氏が当選されました。

ただいま秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された高橋大氏が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選された高橋大氏から当選の承諾及び挨拶をいただきます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 ただいま議会の皆様方から満場のご賛同をいただき、秋田県後期高齢者医療広域連合の議員としてご推挙いただきました。まことにありがとうございます。

高齢者医療の取り巻く環境、問題、課題は山積しておりますけれども、何とかその問題の解決につながりますよう全力で職務に励んでまいりたいと思います。市議会議員各位のご指導もいろいろ賜りながら頑張っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

---

#### ◎選挙管理委員会委員の選挙について

○木村清貴 議長 日程第39、選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員に横手市平鹿町在住の柴田幹男さん、横手市山内在住の藤原正男さん、横手市大雄在住の奥山武雄さん、横手市大森町在住の柴田潤さんをそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました柴田幹男さん、藤原

正男さん、奥山武雄さん、柴田潤さんがそれぞれ当選されました。

---

#### ◎選挙管理委員会委員補充員の選挙について

○木村清貴 議長 日程第40、選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員第1補充員に横手市十文字町在住の小杉義孝さん、第2補充員に横手市雄物川町在住の佐藤茂さん、第3補充員に横手市増田町在住の石田豊作さん、第4補充員に横手市安田原町在住の塩田聡さんをそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました小杉義孝さんが第1補充員に、佐藤茂さんが第2補充員に、石田豊作さんが第3補充員に、塩田聡さんが第4補充員にそれぞれ当選されました。

なお、当選された選挙管理委員会委員及び選挙管理委員会委員補充員については、参考資料として後ほど名簿を配付いたします。

---

#### ◎青少年問題協議会委員の指名について

○木村清貴 議長 日程第41、青少年問題協議会委員の指名を行います。

青少年問題協議会委員の指名については、横手市青少年問題協議会設置条例第3条第2項第1号の規定により、高橋和樹議員、立身万千子議員、播磨博一議員、青山豊議員、奥山豊和議員、以上5名を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました5名の議員を青少年問題協議会委員に指名することに決定いたしました。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時10分といたします。

午前11時29分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第42、同意第4号監査委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 同意第4号監査委員の選任について説明をいたします。

横手市監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

ご住所は横手市大雄字柏木下の佐々木豊氏、昭和23年5月12日生まれの方でございます。

提案理由といたしまして、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるとでございます。

よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第4号を起立により採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、同意第4号はこれに同意することに決定いたしました。

---

◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第43、同意第5号監査委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 同意第5号監査委員の選任について、横手市監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

お住まいは横手市明永町、飼田一之氏、昭和38年5月13日お生まれの方でございます。

提案理由といたしまして、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

よろしく申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第5号を起立により採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、同意第5号はこれに同意することに決定いたしました。

---

◎同意第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第44、同意第6号監査委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 同意第6号監査委員の選任について、横手市監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

お住まいは横手市平鹿町醍醐字中竈田8番地の佐藤誠洋氏であります。昭和33年7月27日生まれの方です。

提案理由といたしまして、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

○木村清貴 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第6号を起立により採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、同意第6号はこれに同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議会議案第15号の上程、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第45、議会議案第15号介護職員の処遇改善を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第15号については、会議規則第37条第3項の規定により趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第15号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第15号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第15号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会案第16号の上程、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第46、議会案第16号日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第16号については、会議規則第37条第3項の規定により趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第16号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第16号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第16号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣の件について

○木村清貴 議長 日程第47、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第160条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

---

#### ◎市出資法人に関する特別委員会の設置並びに委員選任について

○木村清貴 議長 日程第48、市出資法人に関する特別委員会の設置並びに委員選任についてを議題いたします。

本件については、市出資法人に関する議会権限の範囲の確認等について、6人の委員で構成する市出資法人に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、平成26年12月定例会まで閉会中もお調査できることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件については、6人の委員で構成する市出資法人に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、平成26年12月定例会まで閉会中もお調査できることに決定いたしました。

ただいま設置されました市出資法人に関する特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております一覧表のとおり、6人を議長が指名いたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○木村清貴 議長 これで平成25年第6回横手市議会12月定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後 1時42分 閉会

